

薬生食基発 0629 第 1 号
令和 3 年 6 月 29 日

一般社団法人
日本ミネラルウォーター協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
(清涼飲料水の製造基準の一部改正)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 263 号）が告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛て通知しましたので、貴下会員等関係者への周知方お願いします。



生食発 0629 第 4 号
令和 3 年 6 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
(清涼飲料水の規格基準の一部改正)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 263 号）が本日告示されたところです。

その改正の概要等については下記のとおりですので、御承知の上、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

清涼飲料水の規格基準については、これまで水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に基づいて定められた水質基準や Codex 委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を得た物質から、順次見直しを行ってきたところである。

今般、食品安全委員会において、六価クロム等につき食品健康影響評価が行われたことから、当該評価結果を踏まえ、清涼飲料水の規格基準を改正するものである。

第 2 改正の内容

- 1 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の基準値について、次表のとおり改正する。

六価クロム	0.02mg/1以下であること。	0.05mg/1以下であること。
-------	------------------	------------------

- 2 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の基準値について、次表のとおり改正する。

六価クロム	0.02mg/1以下であること。	0.05mg/1以下であること。
クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。	基準値なし
ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。	基準値なし
トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。	基準値なし
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07mg/1以下であること。	基準値なし

第3 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行うもののうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用しない。

また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第百六十三号
食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)第十三条第一項の規定に基づき、食品添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次の表のように改正する。
令和三年六月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

第1 食品 A～C (略)		第1 欄	第2 欄
D 各条			
○ 清涼飲料水			
1 清涼飲料水の成分規格			
(1) (略)			
(2) 個別規格			
1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの			
a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。			
		第1 欄	第2 欄
(略)			
六価クロム		0.02mg/1以下であること。	
(略)			
b (略)			
2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの			
次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。			
		第1 欄	第2 欄
(略)			
六価クロム		0.02mg/1以下であること。	
(略)			
塩素酸	(略)		
クロロ酢酸		0.02mg/1以下であること。	
(略)			
1,2-ジクロロエタン	(略)		
ジクロロ酢酸		0.03mg/1以下であること。	
(略)			

第1 食品 A～C (略)		第1 欄	第2 欄
D 各条			
○ 清涼飲料水			
1 清涼飲料水の成分規格			
(1) (略)			
(2) 個別規格			
1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの			
a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。			
		第1 欄	第2 欄
(略)			
六価クロム		0.05mg/1以下であること。	
(略)			
b (略)			
2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの			
次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならぬ。			
		第1 欄	第2 欄
(略)			
六価クロム		0.05mg/1以下であること。	
(略)			
塩素酸	(略)		
(新設)			
(略)			
1,2-ジクロロエタン	(略)		
(新設)			
(略)			

トリクロロエチレン	(略)	トリクロロエチレン	(略)
トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。	(新設)	
トルエン	(略)	トルエン	(略)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07mg/1以下であること。	(新設)	
(略)		(略)	
3. (略)		3. (略)	

附則
(経過措置)

- ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行うものうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用しない。
 - ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。
- 農林水産省告示第千八百八十八号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和三年二月二十五日農林水産省告示第百九十八号(特定水産資源)すけとうたら太平洋系群、すけとうたら日本海北部系群、すけとうたらオホーツク海南部、すけとうたら根室海峡及びびするめいか)に関する令和三年管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
- 令和三年六月二十九日
農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
すけとうたら太平洋系群、すけとうたら日本海北部系群、すけとうたらオホーツク海南部、すけとうたら根室海峡及びびするめいか)に関する令和三年管理年度(令和三年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	すけとうたら太平洋系群、すけとうたら日本海北部系群、すけとうたらオホーツク海南部、すけとうたら根室海峡及びびするめいか)に関する令和三年管理年度(令和三年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	すけとうたら太平洋系群、すけとうたら日本海北部系群、すけとうたらオホーツク海南部、すけとうたら根室海峡及びびするめいか)に関する令和三年管理年度(令和三年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 (略)	第一 (略)	第一 (略)
第二 すけとうたら日本海北部系群 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 8,220トン	第二 すけとうたら日本海北部系群 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 7,900トン	第二 すけとうたら日本海北部系群 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 7,900トン
二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位：トン)		
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,774	3,500
(略)	(略)	(略)